



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 3年 6月 定例会（第2回） 06月28日－04号

P. 203 10番（大原裕貴君）

◆10番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、議員提出議案第21号、伊藤舞市長に対する問責決議に対して、反対の立場で討論をいたします。

反対をする理由は、大きく分けて2点です。

先ほどの質疑の中で、文面についてたくさんの時間が使われておりましたが、我々の会派としては、そこについては触れず、別の理由について述べることで、反対の討論といたします。

反対理由の1つ目が、市長個人への責任追及のための決議に正当性を感じられないことです。

ハラスメント事案は、市長が当事者として起こした事案ではなく、組織運営上の問題点を露呈する形で生じた事案です。

第三者委員会の報告の中でも、市長が恣意的にハラスメントを長期化させたという事実は認められていません。また、同報告書の中には、「本報告書が、特定の者に対する法的責任追及、人事上の不利益的取扱い、政治目的利用等のために用いられないことを強く望む」と記載をされています。

同委員会の報告を聞くために開催した全体協議会の場においても、委員から改めて同様の趣旨の発言がありました。このことを考えても、今回の事案を捉えて、議会から市長に対し猛省を勧告せんとする決議が出されていることは、芦屋市のこれからのハラスメント対策を考える上でプラスになるとは思えません。

芦屋市としては、有識者で構成されている第三者委員会の提言を参考に、今後の取組を進めなければならない状況で、その第三者委員会の思いを無視した決議を推し進め、さらに責任追及する姿勢は、客観的に見ても行き過ぎではないかと思います。

職員に対して大きな力を発揮する議会による行き過ぎた追及は、守るべき立場である職員をかえって萎縮させることにつながるのではないのでしょうか。

反対理由の2つ目は、猛省の勧告が必要な状況だとは言いがたいということです。

今回のケースは、市長は当事者ではありません。使用者責任を問われることはあったとしても、当事者責任を問われる立場ではありません。市長から提示されている給料月額100%削減というペナルティは、客観的に見ると使用者責任の域を超えたペナルティであると言えます。重過ぎるペナルティは当事者ではないものの当事者に近いという意識を持っていることの表れであろうと読み取れます。

反省というのは、各個人の胸の内の話なので、第三者から見てもはかりかねるものがありますが、今回、自ら課したペナルティの重さ、また、市長のこの間の言動を踏まえても、反省していないと言い切るのは難しいものがあります。仮に市長が居直る態度を取ったり、反省が全く見られない状況下であれば、議会として責を問うことも必要でありましょうが、今回のケースはそれには合致しないと考えます。

当然、市長の責任は重いものです。市長の反省、組織の反省が必要なのは言うまでもありません。反省に加え、意識向上と抑止などの仕組みの改善が必要です。議会にも効果的な取組を促していく義務があります。

ただ、議会も人ごとではありません。職員に実施したアンケート調査では、議会からのハラスメントの可能性をおわせる結果が報告されています。市長をはじめ議会も一緒になって、ハラスメント撲滅のために動き、芦屋市からハラスメントをなくさなければなりません。議会も市長・副市長と一緒に考えてもらえる、そうした環境に、今後、改善していくことを期待し、決議案に対する反対討論といたします。